

公入管第 909 号
建政第 1823 号の 2
工検第 769 号の 2
令和 2 年 3 月 3 日

一般社団法人 大分県建設業協会長 殿

公共工事入札管理室長
建設政策課長
工事検査室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の措置について（送付）

標記について、国の「新型コロナウイルス感染対策本部」からの感染拡大の防止に向けた要請に基づき、令和 2 年 2 月 28 日付け建政第 1823 号、工検第 769 号にて通知したところですが、国から新たな通知があったため、下記のとおり取扱うこととしたので、参考送付します。なお、前回文書は廃止します。

記

1 履行中等の工事及び業務について

- (1) 各監督員等は、受注者に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延期の意向を確認すること。
なお、意向確認は令和 2 年 3 月 3 日迄に行うものとする。
- (2) 受注者から申し出がある場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書の変更を行うこと。
なお、申し出は、「指示・承諾・協議書」によるものとする。
- (3) 一時中止の期間は、申し出があった日から令和 2 年 3 月 15 日までの期間とする。
- (4) これらの措置により、工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、直ちに事業課へ報告し、必要な手続きを行うこと。
- (5) 完成又は完了の通知を受けた工事又は業務について、受注者から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、検査期限内に検査を実施することができない旨申し出があったときは、受注者に完成又は完了の通知を取り下げさせた上で、工事等の一時中止等を行うものとする。

2 検査について

(1) 建設工事の検査

感染予防に必要な対策*を講じたうえで、最小限の人数で現状どおり実施する。

なお、検査の立会に際しては、「大分県建設工事検査規程」第4条に基づき、受注者又は現場代理人のほか、主任技術者等を立ち合わせるものとしているが、感染が確認され、立会が困難な場合には、社員で工事内容がわかる者の立会を認めるものとする。

(2) 委託業務の検査

感染予防に必要な対策*を講じたうえで、最小限の人数で現状どおり実施する。

なお、検査の立会に際しては、「大分県土木設計等委託業務検査要領」第7条に基づき、受注者又は管理技術者のほか、照査技術者を選定している場合は、原則として照査技術者を立ち合わせるものとするとしているが、感染予防の対策として、環境が整えば、テレビ会議等で検査を行うことができるものとする。

また、感染が確認され、立会が困難な場合には、担当技術者で内容がわかる者の立会を認めるものとする。

(3) 対面検査における記録

対面の検査を行った場合には、検査員は、検査に出席した受発注者双方の全員の氏名を検査メモ等に記載し確実に記録を残すものとする。

※感染予防に必要な対策：会場入り口に「発熱や呼吸器症状がある場合、入場をご遠慮いただくこと」や「手洗いや咳エチケット」を促すポスターを掲示するとともに、アルコール消毒液の設置やマスクの配布など、可能な範囲で対応を行う。(参考 <http://www.pref.oita.jp/site/bosaianzen/shingatacorona.html>)

3 建設業法について

学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いについては、令和2年2月28日付け国土第482号「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」に準ずるものとする。

問い合わせ先

公共工事入札管理室 公共工事入札管理班

今泉、赤星 (097-506-4527)

建設政策課 技術・情報システム班

横田、曾根田 (097-506-4559)

工事検査室 工事検査第一班

野口 (097-506-4732)